

## 前議長からの4自治会長への回答（建設阻止）は、「議会の意思」を表明したものではありません。

意見交換会（R3・4・14）における町民の発言に関し

「前議長の回答書」は、前議長が把握した一人一人の議員の意見をまとめて伝えたものです。が実は、議会は「反対の決議」をしていません。

### （1）「議会」としての「議決」は、行なわれていなかった！

回答書の中に「2度にわたり議員協議会による協議」とか「全員協議会を踏まえて」などと書かれているが、議員協議会も全員協議会のいずれも、議会の意志決定を行なう場ではなく、あくまで意見調整の場です。

議会の意志決定の場は「本会議」です。しかし、記録を読む限り、自治会長向けの回答書にあるような「建設計画阻止」について「自治会や町と連携して対応を進める」などの決議は、「本会議」においてなされてはおりません。その記録はありません。そもそも「議事日程」にすら、「議案」として載せられていません。従って、議会の議決はされていなのです。

### （2）そもそも、自治会長からの「要望書」は、「請願」扱いされていなかった。

「議員必携」によれば、「要望書など、陳情書に類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書と同じように扱う」とされています。

「請願書と同じように扱う」とは、「所管の常任委員会または議会運営委員会に付託する」または、「議会の議決で特別委員会に付託する」となっています。その上で、「採択」「不採択」のいずれかの決定がなされ本会議に回されます。しかしこの度の「要望書」は、このような扱いをされていません。それは、当時の議長が、「要望書を請願と同じ扱いをする必要がある」とは認めなかったからです。《認めた記録はない》

### 要望書を請願と同じ扱いをしない場合

このような場合、「運営基準」では、「議会運営委員会に諮って、その写し、または、その要旨を印刷し議員に配布する」となっています。

そこで、この時の議会運営委員会の議事録を確認しようとしたのですが、当時は、議事録は作られておらず、「議運」でのやりとりは確認できませんでした。しかし、その時の「事務調査報告書」や議運の会議の「次第」の協議項目からも、別件での意見書3件を確認したのみで「産廃にかかる要望書」が、どう扱われたかは、確認出来ませんでした。

全員協議会での発言（R3・6・2）

## 意見交換会における住民の発言

「当初から他の自治会長と反対運動を続けてきた。最近いろいろな情報が耳に入っている。町長に確認して頂きたいことがある。平成29年に4自治会長から町議会宛に要望書を提出。その回答が「議会としても足並みをそろえ、最終処分場計画阻止について自治会及び町と連携し対応を進めていきます」という回答をいただいている。

今年に入ってからですけれども、現職議員数名が、今の状況を考えると、いくら反対しても阻止できない、と言っている議員がいるみたいです。それは本当の話なのか。議会議員に確認して頂きたい。」

## 「住民の発言」に対するコメント。

- (1) 住民の方や中には、役場職員や議員の中にも、「議会が産廃処理場建設に反対している、決議した」と思い込んでいる人もいると思います。だから、議員の中から、新旧関係なく、議員の造反者(?)が出ることに強い違和感があったのだと思います。しかし、調べてみると違うのです。「議会」としては、賛成も反対も何も決められていなかったのです。今回そのことを資料によって確認しました。